

利用者負担減額措置

1. 負担限度額の減額

基準費用額・負担限度額と補足給付額

特別養護老人ホーム(短期入所生活介護)

(単位:円/日)

利用者負担段階	居住費(滞在費)				食費			合計	
	居室環境	基準費用額	負担限度額	補足給付額	基準費用額	負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額
第1段階	ユニット型個室	1,970	820	1,150	1,380	300	1,080	1,120	2,230
	ユニット型準個室	1,640	490	1,150				790	2,230
	従来型個室	1,150	320	830				620	1,910
	多床室	320	0	320				300	1,400
第2段階	ユニット型個室	1,970	820	1,150	1,380	390	990	1,210	2,140
	ユニット型準個室	1,640	490	1,150				880	2,140
	従来型個室	1,150	420	730				810	1,720
	多床室	320	320	0				710	990
第3段階	ユニット型個室	1,970	1,640	330	1,380	650	730	2,290	1,060
	ユニット型準個室	1,640	1,310	330				1,960	1,060
	従来型個室	1,150	820	330				1,470	1,060
	多床室	320	320	0				970	730

介護老人保健施設・介護療養型医療施設(短期入所療養介護)

(単位:円/日)

利用者負担段階	居住費(滞在費)				食費			合計	
	居室環境	基準費用額	負担限度額	補足給付額	基準費用額	負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額
第1段階	ユニット型個室	1,970	820	1,150	1,380	300	1,080	1,120	2,230
	ユニット型準個室	1,640	490	1,150				790	2,230
	従来型個室	1,640	490	1,150				790	2,230
	多床室	320	0	320				300	1,400
第2段階	ユニット型個室	1,970	820	1,150	1,380	390	990	1,210	2,140
	ユニット型準個室	1,640	490	1,150				880	2,140
	従来型個室	1,640	490	1,150				880	2,140
	多床室	320	320	0				710	990
第3段階	ユニット型個室	1,970	1,640	330	1,380	650	730	2,290	1,060
	ユニット型準個室	1,640	1,310	330				1,960	1,060
	従来型個室	1,640	1,310	330				1,960	1,060
	多床室	320	320	0				970	730

2. 社会福祉法人等による軽減制度

軽減の手順

利用者の申請により、市町村が対象者を決定し、減額割合・有効期限等を記載した「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」を交付する。

その確認証を社会福祉法人等に提示して、確認証の内容にもつづき利用料の軽減を受ける。

軽減の程度

利用者負担の1/4(高齢福祉年金受給者は1/2)が原則で、市町村が利用者の世帯の状況などを総合的に考慮して個別に決定し、確認証に記載

税制改正に伴う経過措置では軽減の程度は「1/8」

軽減対象の負担額

介護費の利用者負担額(1割負担)及び食費・居住費(滞在費)

軽減対象のサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人福祉施設サービス

印は介護予防サービスを含む

軽減対象者

市町村民税世帯非課税で、次のすべてを満たす人のうち、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に考慮し、生計が困難と認められた人

- (1)年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下
- (2)預貯金等が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下
- (3)日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- (4)負担能力のある親族等に扶養されていない
- (5)介護保険料を滞納していないこと

3. 障害者ホームヘルプサービス利用者への支援措置

軽減対象者

- (1)市町村民税世帯非課税(生活保護受給世帯を含む)で、平成18年3月末に支援措置対象者として認定されいた人で、次のいずれかに該当する人
 - 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスの利用実績があり、65歳になって介護保険の対象となった人
 - 介護保険法施行時に高齢者施策または障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者のうち、65歳到達以前に障害手帳の交付を受けている人
 - 特定疾病による40歳以上65歳未満の要介護者等(ホームヘルプサービスの利用実績は不要)
- (2)障害者自立支援法によるホームヘルプサービス利用者で、境界層該当として定率負担額が0円となっている人が、平成18年4月以降に前項の または のいずれかに該当することになった場合には、全額免除の取扱いとなります。